

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

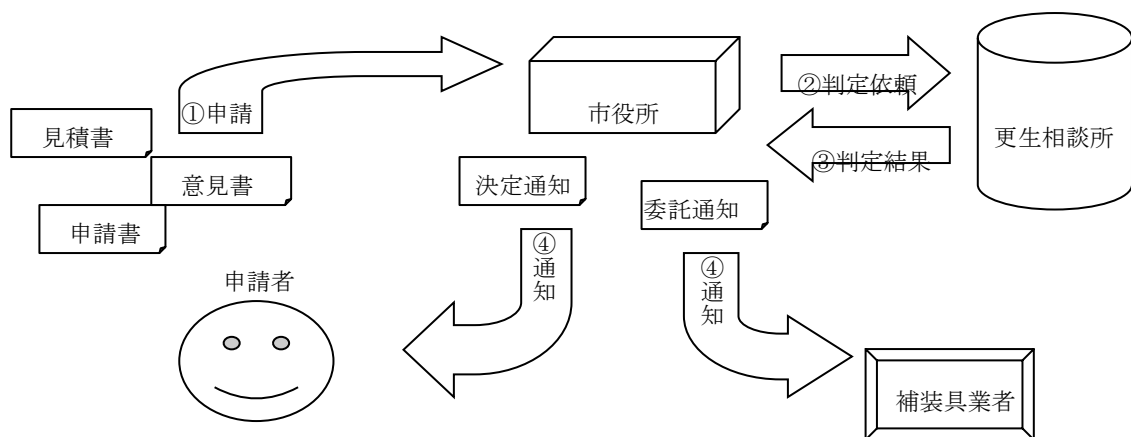
法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条	補装具費の支給	障がい福祉課

- 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月法律第 123号）、障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年 2 月厚生労働省令第19号）、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年 9 月厚生労働省告示第 528号）に定めるもののほか、補装具費支給事務取扱指針について（平成18年 9 月29日付け障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）に定める基準を審査基準とする。
- 標準処理期間は、60日（岩手県福祉総合センターの判定（助言）が必要な場合は最大90日）とする。

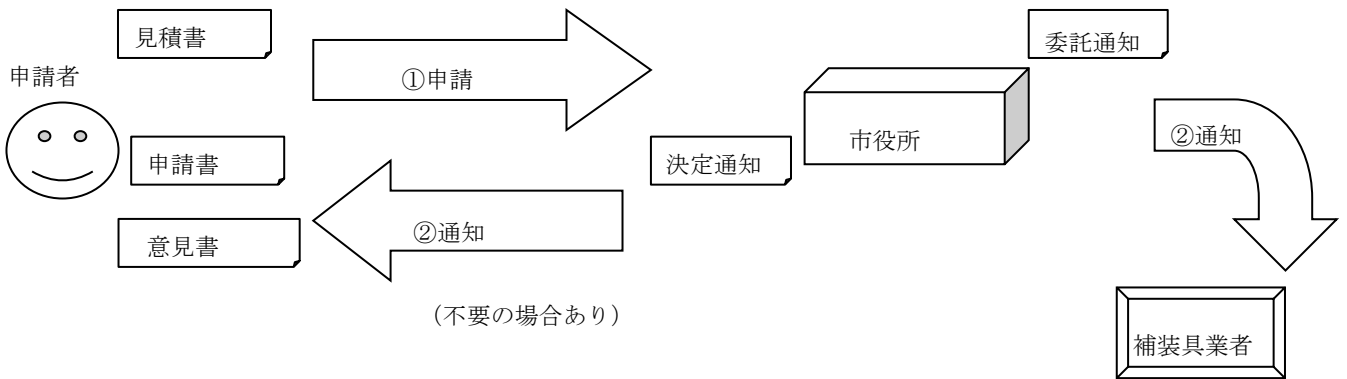
補装具費支給事務取扱指針について

（平成18年 9 月29日付け障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）

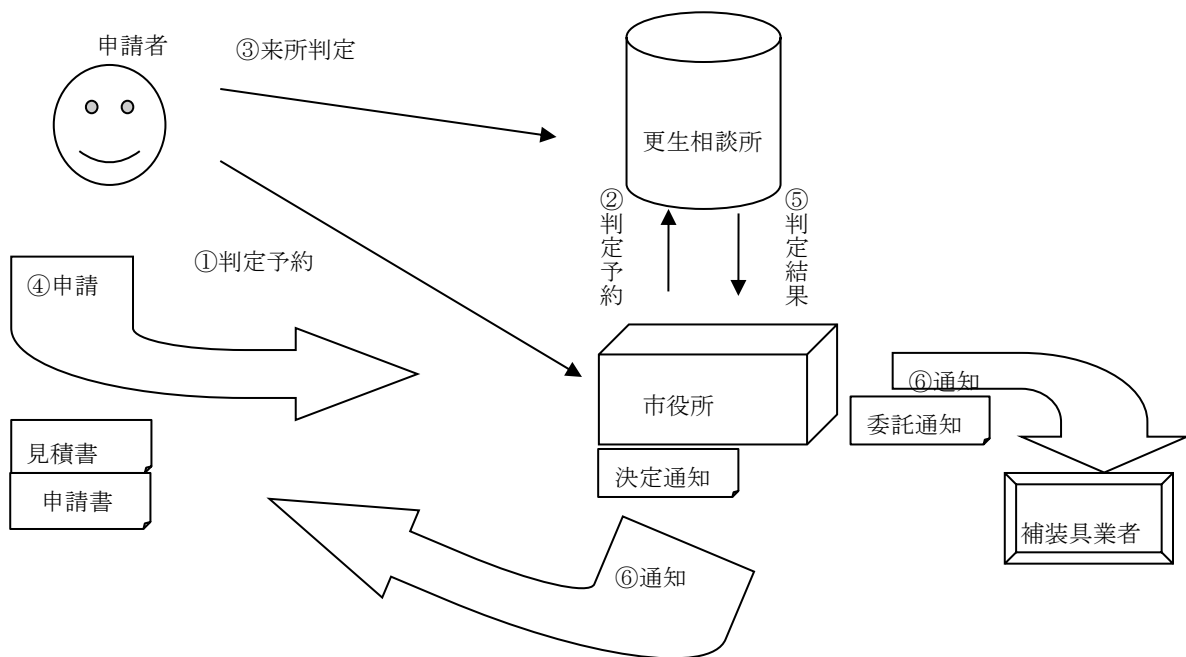
① 書面判定



②判定不要の場合



③来所判定



備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。